

小野町長選挙執行のお知らせ

〔告示日〕 3月12日(火)

〔投票日〕 3月17日(日)

任期満了による町長選挙が3月12日告示、3月17日投票の日程で執行されます。

この選挙は、有権者一人一人の声を町政に反映させる大切な選挙です。棄権しないで投票しましょう。

■告示日

平成25年3月12日(火)

■投票日

平成25年3月17日(日)

〔選挙人名簿の登録〕

今回登録される人は、次の要件を満たした方となります。なお投票日前に転出した方は投票ができなくなります。

■登録基準日

平成25年3月11日

◆転入

平成24年12月12日までに転

小野町役場 第三会議室

〔投票〕

3月17日(日)

午前7時から午後7時まで
町内8カ所

〔選挙会(開票)〕

3月17日(日) 午後8時
小野町多目的研修集会施設
(大ホール)

の区域外に滞在している方(用務、事故などのため)が対象となります。

なお不在者投票の申請は、不在者投票の期間前でも行うことができます。

※選挙期日の日に20歳を迎える方は、選挙管理委員会へお問い合わせください。

〔投票所入場券〕

投票所入場券の発送は3月6日から3月8日までを予定しています。

前記期間内に投票所入場券が届かない場合は早めに選挙管理委員会事務局へお知らせください。

なお投票所入場券が届かなくても、選挙人名簿に登録されて選挙権のある方は、投票所で名簿と照合の上、投票ができます。

選挙管理委員会事務局
72・2111

【選挙人名簿の縦覧】
今回登録される方々の名簿を次により縦覧します。

■縦覧期間

3月12日(火)

午前8時30分から午後5時まで

■縦覧場所

小野町役場(総務課内)

〔立候補届け出受け付け〕

3月12日(火)
午前8時30分から午後5時まで

■期日前投票のできる方

選挙期日に用務のある方(仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭など)が対象となります。

■不在者投票のできる方

病院、老人ホームに入院(入所)されている方、投票区

■期日前投票の場所

小野町役場 第三会議室

【期日前投票および不在者投票】
期日前投票の期間
3月13日(水)から3月16日(土)
までの4日間(午前8時30分
から午後8時まで)